

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 7 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和55年9月26日に、資格喪失日に係る記録を56年1月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、55年9月を15万円に、同年10月から同年12月までの期間を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月26日から56年1月26日まで

私は、C社に昭和55年6月2日から56年1月25日まで勤務していた。途中、社名がA社に変更されたが、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間において、厚生年金保険の加入記録が確認できないことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の回答及び雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険庁（当時）の記録によると、昭和55年9月26日にC社は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、56年1月1日にA社が適用事業所となっていることが確認できるところ、B社は、「A社は、C社の業務や従業員を引き継いでおり、事実上、同じ会社である。しかし、当時の資料が無く、事実確認はできないが、当社が厚生年金保険の適用事業所ではなかった期間（昭和55年9月26日から56年1月1日までの期間）に申立人の給与から保険料を控除していたとは考えられない。」としているものの、当時の事務担当者は、「社名が変更された際、事業主等か

ら厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の説明は無かったので、社名変更後も引き続き厚生年金保険料を給与から控除していたと思う。」としている上、複数の同僚も、「社名が変更された前後の期間における給与の手取額に変動は無かったので、社名変更後も厚生年金保険料を控除されていたと思う。」としている。

なお、社会保険庁の記録により、A社は、昭和 55 年 9 月 26 日から 56 年 1 月 1 日までの期間において、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できるものの、商業登記簿謄本により、A社は、C社が適用事業所ではなくなった日（昭和 55 年 9 月 26 日）の 2 日前（昭和 55 年 9 月 24 日）に設立されたことが確認できる上、前述のとおり、B社は、「A社とC社は、事実上、同じ事業所である。」としているところ、当時の事務担当者は、「申立期間当時、10 人以上の従業員がA社に勤務していたと思う。」としているほか、C社が適用事業所ではなくなった日（昭和 55 年 9 月 26 日）に被保険者資格を喪失した 16 人（申立人を除く。）のうち 13 人については、A社が新規適用された時点（昭和 56 年 1 月 1 日）でA社の被保険者資格を取得していることが確認でき、業種及び従業員数から見て、A社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 55 年 9 月を 15 万円に、同年 10 月から同年 12 月までの期間を 14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和45年3月18日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月18日から45年3月30日まで

私は、昭和41年3月から45年3月まで定時制高校に4年間通いながら、A社B工場に勤務していた。高校を卒業するまで継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する感謝状及び雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和41年3月21日から45年3月16日までの期間において、A社B工場に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社B工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日の欄には、「44. 3. 18」の日付印が押されているものの、当該被保険者原票には、昭和44年10月1日付けの標準報酬月額の改定が記録されている上、オンライン記録上、申立人と同学年の女性で、45年3月14日から同年3月18日までの間に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失している13人の被保険者原票を確認したところ、当該被保険者原票のうち、手書きで資格喪失日が記載された1人を除く12人の資格喪失日欄に押された44年の日付印が二重線で取り消され、45年に訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人の資格喪失日について、日本年金機構C地区ブロック本部D事務センターは、「申立人の被保険者原票に記載された資格喪失日は、表記を誤った可能性が高いと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和45年3月18日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る申立人の被保険者原票の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 35 年 1 月 5 日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年 2 月 20 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行つたと認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 12 月 28 日から 35 年 2 月 20 日まで  
② 昭和 37 年 10 月 24 日から同年 11 月 1 日まで  
③ 昭和 38 年 8 月 21 日から 39 年 10 月 31 日まで

私は、申立期間①については、A市の船舶所有者のB丸に、申立期間②及び③については、C社のD丸に、それぞれ乗船していたのに、申立期間の船員保険の加入記録が確認できないことに納得できない。

船員手帳の記録により、申立期間に乗船していたことは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 35 年 1 月 5 日から同年 2 月 20 日までの期間については、申立人から提出された船員手帳の写しを見ると、申立人が、当該期間を含む期間において、A市の船舶所有者のB丸（雇入年月日は昭和 34 年 12 月 28 日、雇止年月日は 35 年 2 月 15 日）に乗船していた記録が確認できる上、当該船員手帳の写しにより確認できる申立期間①におけるB丸の船長に係る船員保険被保険者記録がE社において確認できるところ、E社に係る船員保険被保険者名簿及び申立人の船員保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）において、申立人と氏名の一部（名）が異なるものの、姓及び生年月日が同一であり、かつ、名前が類似している者の船員保険被保険者記録が確認できるが、オンライン記録によると、当該被保険者記録

は基礎年金番号に未統合となっている。

また、E社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同じ職種と一緒にB丸に乗船したとする者の被保険者記録が確認できる上、その者が所持している船員手帳によると、その者と申立人がB丸に乗船していた期間は一致しているところ、その者のE社に係る被保険者資格取得日及び喪失日は、前述の未統合の被保険者記録と一致しているほか、その者は、「私が申立人と一緒にB丸に乗船していたときには、申立人と同姓の乗組員はいなかったと思う。」としていることから、当該未統合の被保険者記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和35年1月5日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年2月20日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和34年12月28日から35年1月5日までの期間については、前述の申立人から提出された船員手帳の写しにより、申立人が、当該期間において、B丸に乗船していたものと推認される。

しかし、前述のとおり、申立人と一緒にB丸に乗船していたとする者の当該期間に係る被保険者記録は確認できない上、E社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の当該期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

申立期間②及び③については、申立人から提出された船員手帳の写しにより、申立人は、当該期間において、C社のD丸に乗船していたものと推認される。

しかし、申立期間②については、C社に係る船員保険被保険者名簿の備考欄にD丸と記載されていることから、申立人と同じD丸に乗船していたものと考えられる8人（申立人を含む。）の船員保険被保険者資格取得日は、いずれも昭和37年11月1日以降となっている上、このうち、申立人を含む5人が同年11月1日に被保険者資格を取得しているが、当該5人の中には、申立人以外にも被保険者資格取得日が、本人が所持している船員手帳の雇入年月日と異なる者がいることから、申立期間②当時、C社は、雇い入れた船員について、ある程度まとめて被保険者資格を取得させた可能性がある。

また、申立期間③については、D丸の船長であったとする者は、「昭和38年8月に、D丸とその乗組員は、社命により、C社の子会社であったF県のG社に移籍した。D丸は外国船籍となり、乗組員は船員保険に加入できなかったと思う。」としているところ、当該船長が所持している船員手帳によると、当該船長は、昭和37年12月10日から40年2月4日まで

の期間において、D丸に乗船しているものの、C社に係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人と同様に38年8月21日以降の被保険者記録が確認できない上、前述のD丸に乗船していたものと考えられる者のうち、途中で転船したことが確認できる者以外の者は、同年8月1日又は申立人の資格喪失日と同日の同年8月21日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、H年金事務所は、「申立期間③当時、F県には船員保険制度が無かったので、G社に限らずF県に所在していた会社に係る船員保険の記録は無い。」としている。

さらに、C社の事業を継承しているI社傘下のJ社の労務管理を行っているK社の船員保険担当者は、「申立人の申立期間②及び③に係る資料は残っていないので、申立人の船員保険料控除については確認できない。」としている。

このほか、申立期間①のうちの昭和34年12月28日から35年1月5日までの期間、②及び③において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間①のうちの昭和34年12月28日から35年1月5日までの期間、②及び③については、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年12月28日は15万円、19年6月28日は12万円、同年12月28日は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年12月28日  
② 平成19年6月28日  
③ 平成19年12月28日

私は、昭和46年からA社に勤務しているが、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間①は15万円、申立期間②は12万円、申立期間③は15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確

認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から54年6月まで

私は、昭和50年8月に会社を退職し、両親と一緒にA市に転居した後すぐに、退職した会社が準備してくれた書類をB社会保険事務所（当時）に提出した。それが国民年金加入手続の書類であったかは覚えていないが、54年7月に結婚する前に二度、最初はA市役所、数年後にB社会保険事務所でまとめて国民年金保険料を納めたのに、申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できない。

申立期間に国民年金保険料を納めたのは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の記号番号の払出状況等から、C県D市において、婚姻後の昭和55年4月に払い出されたものと推認される上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

また、申立人は、前述の国民年金手帳記号番号が払い出されたところに国民年金に加入したものと推認されるところ、申立人が所持している年金手帳においても、氏名欄には婚姻後の氏名が記載され、初めて被保険者となった日は昭和55年4月15日と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人は、C県在住時には国民年金保険料を納付していないとしている上、申立人は、A市に転居した直後の昭和50年8月にB社会保険事務所に書類を提出したとしているが、B事務所は51年10月に設置されおり、50年8月の時点では書類を提出することはできないなど、申立

人の記憶に曖昧<sup>あいまい</sup>な点が見受けられる。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 58 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 58 年 7 月まで

私は、申立期間は海外に留学していたが、留学する前に A 市役所で国外転出に伴う国民年金に係る手続をした際に「国民年金保険料は凍結しておきますので、帰国したら、まとめて納付してください。」と言われたので、昭和 58 年 8 月に帰国後、A 市役所の窓口で申立期間の国民年金保険料をすべて納付した。

納付したときに領収書はもらえなかったが、全額納付したことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、海外留学する前に、A 市役所において国外転出の手続をしたとしているところ、昭和 61 年 3 月までは、日本国内に住所を有しない 20 歳から 59 歳までの日本国民は、国民年金の適用除外であったことから、申立期間は国民年金に加入できなかった期間であると考えられる上、オンライン記録上も、申立期間は国民年金の未加入期間となっている。

また、申立人は、帰国後の昭和 58 年 8 月に、A 市役所の窓口で申立期間の国民年金保険料をすべて納付したとしているが、A 市は、「昭和 55 年当時の国民年金の担当者は、『当時、国民年金の手続をする場合は、住民票があるかどうかを確認していた。国外転出する人は、任意加入もできなかったため、国外転出期間における国民年金の加入は考え難い。また、国民年金保険料は、納付書又は口座振替で領収していたので、現金のみで領収することは考え難く、市が納付書により保険料を領収した場合は領収書を発行していた。過年度分の保険料は、金融機関の窓口、社会保険事務

所（当時）でしか取り扱っていなかった。』と回答した。」としている上、帰国時点では、申立期間の一部は、時効により、国民年金保険料を納付することができないことから、申立人が、A市において、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 長崎国民年金 事案 701

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 42 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 42 年 7 月まで

私が、A 市 B 町に転居した昭和 43 年 5 月ごろ、町内の婦人会の役員から国民年金の加入を勧められたので加入し、その際、婦人会の役員に、私の未納分の国民年金保険料を納めた。

しかし、申立期間が国民年金の未加入期間となっており、国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫と連番で払い出されており、その払出しの時期について、申立人及びその夫の前後に国民年金手帳記号番号が払い出されている任意加入者の資格取得日から、昭和 43 年 5 月に払い出されたものと推認される上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

また、申立人は、前述の国民年金手帳記号番号が払い出されたころに国民年金に加入したものと推認される上、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、申立人の夫と同じ昭和 42 年 8 月 1 日であることから、当該加入時点において、同年 8 月 1 日にさかのぼって資格を取得したものと考えられる上、申立人が所持している国民年金手帳においても、初めて被保険者となった日は同年 8 月 1 日と記載されているほか、A 市の国民年金納付状況連絡票の写しによれば、同年 8 月から定額保険料が納付されていることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができ

ない。

さらに、申立人が、申立期間当時、国民年金保険料を集金していたとする婦人会の役員の消息が不明である上、A市は、「申立期間当時、申立人が居住していた地区において、婦人会による国民年金保険料の集金が行われていたかは確認できなかった。」としていることから、当時の保険料の納付状況を確認することができない。

加えて、申立人は、国民年金保険料をさかのぼって納付した期間について、「当時、夫が仕事を始めたばかりだったので、夫婦二人分の未納分を納めたといっても、何年分もということではなく、何か月分というところだと思う。」とするなど、申立期間当時の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月及び同年3月、同年12月から47年3月までの期間並びに同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月及び同年3月  
② 昭和46年12月から47年3月まで  
③ 昭和47年5月

私は、昭和47年\*月に結婚したとき、父親から、私の国民年金を掛けておいたので覚えておくようにと言われた。

当時、国民年金保険料は地区ごとに徴収されており、結婚前に私が住んでいたA町（現在は、B市）C地区においても、その地区の集金人が徴収していたが、その集金人も、私の両親も亡くなり、当時のことを証明してくれる人はいない。

しかし、父親が私の国民年金保険料を納付していたのは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、D町（現在は、B市）において、昭和47年9月7日に払い出されたことが確認できる上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人は、「A町に住んでいたとき、国民年金手帳を父親からもらったことはない」としている。

また、オンライン記録によると、申立期間に係る国民年金の加入記録は、平成8年2月8日、同年3月7日及び19年12月10日に追加登録されていることが確認できることから、追加登録されるまでは、申立期間は国民年金の未加入期間であったものと推認され、国民年金保険料を納付するこ

とはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、A町C地区で、父親が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、B市は、「国民年金被保険者カードは無く、当時、C地区の自治会が集金をしていたかどうかも確認できない。」と回答していることから、当時の保険料の納付状況を確認することができない。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年7月まで

私は、昭和36年4月からはA市B町の班単位の集金で、40年1月からはC町（現在は、A市）役場で、46年8月からは郵便局で国民年金保険料を納付していたので、申立期間が国民年金未加入期間であることに納得できない。

申立期間に国民年金保険料を納付したのは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の記号番号の払出状況等から、申立人が国民年金に任意加入した昭和51年3月16日に払い出されたものと推認される上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

また、申立期間は、申立人の配偶者は厚生年金保険に加入しているため、国民年金の任意加入対象期間となるが、任意加入対象期間については、制度上、加入手続の時点からさかのぼって加入することはできず、申立期間は未加入期間となり、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立期間のうち、昭和36年4月から39年12月までの期間について、申立人は国民年金保険料を町内の班単位の集金により納付していたと主張しているが、A市は「納付組合等の資料は無い。」としている上、現在のA市B町の自治会長及び申立期間当時の婦人会の役員に確認したところ、申立期間当時、国民年金保険料は婦人会で集金していた旨回答している。

加えて、申立期間のうち、昭和40年1月から46年7月までの期間及び同年8月から50年7月までの期間について、申立人は、それぞれ国民年金保険料をC町役場及び郵便局で納付していたと主張しているが、A市C支所では、「申立期間当時、国民年金保険料は互助会で集金していたため、転入者に対しては、互助会で納付するように指導していたので、個人で納付する人はいなかったと思う。」としている上、申立人が納付していたとする郵便局は、「当局の窓口で国民年金保険料を納付できるようになったのは、年号が平成になってからである。」としているほか、申立人が記憶している年金手帳の色についても、申立期間以後に発行された年金手帳の色であるなど、申立人の主張には不合理な点が見受けられる。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 9 月 1 日まで

私は、A社の現場事務所で採用され、昭和34年4月から37年8月までA社に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録上、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者及び申立人が覚えている同僚の回答により、期間は特定できないものの、申立人は、A社に勤務していたものと推認される。

しかし、申立人は、A社に勤務していたときは正社員ではなかった旨述べているところ、申立期間当時、A社において給与及び社会保険事務を担当していたとする者は、「正社員であれば厚生年金保険に加入させていたが、それ以外の従業員は厚生年金保険に加入させていなかった。」としている上、申立期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が覚えている同僚を含む。）も同様の回答をしていることから、A社は、申立期間当時、正社員以外の従業員は厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

また、前述の事務担当者は、「現場で採用された従業員の給与からは、厚生年金保険料は控除していなかったはずである。」としている上、A社の事業を継承しているB社は、「申立人の在籍を確認できる資料は無く、保険料の控除等については不明である。」としているほか、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはでき

なかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 9 月 1 日まで

私は、A社の現場事務所で採用され、昭和34年4月から37年8月までA社に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録上、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者及び申立人が覚えている同僚の回答により、期間は特定できないものの、申立人は、A社に勤務していたものと推認される。

しかし、職種は異なるものの、申立期間において、申立人と一緒にA社に勤務していたとする申立人の夫は、夫婦共にA社に勤務していたときは正社員ではなかった旨述べているところ、申立期間当時、A社において給与及び社会保険事務を担当していたとする者は、「正社員であれば厚生年金保険に加入させていたが、それ以外の従業員は厚生年金保険に加入させていなかった。」としている上、申立期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が覚えている同僚を含む。）も同様の回答をしていることから、A社は、申立期間当時、正社員以外の従業員は厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

また、前述の事務担当者は、「現場で採用された従業員の給与からは、厚生年金保険料は控除していなかったはずである。」としている上、A社の事業を継承しているB社は、「申立人の在籍を確認できる資料は無く、保険料の控除等については不明である。」としているほか、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間

に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、船員保険被保険者として船員保険料を、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から 31 年 3 月まで  
② 昭和 31 年 7 月から 32 年 3 月まで  
③ 昭和 33 年 10 月から同年 12 月まで

私は、申立期間①において、A社が所有するB丸に乗船し、申立期間②において、C社D炭鉱に、申立期間③において、E社に勤務していた。

それぞれの事業所において正社員として勤務していたのに、申立期間に係る船員保険及び厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間①を船員保険被保険者期間、申立期間②及び③を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社及びB丸は、申立期間①当時、船員保険を適用されていたことが確認できない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、A社は昭和 39 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でもなくなっており、当時の役員であった者は既に死亡していることから事情を聴取できない上、申立人は、「B丸はF港を基地としていた。」としていることから、F港のある漁業協同組合に照会したところ、「申立期間①当時、A社が所有するB丸に乗船していたとする3人の者から話を聞いたが、申立人を覚えている者はいなかった。」としていることから、申立人が、申立期間①において、A社に勤務していたことを特定できなかった。

さらに、申立人が覚えているB丸の船長及び前述の申立期間①当時にB丸に乗船していたとする3人についても、申立期間①において、A社に係る船員保険被保険者記録は確認できない上、前述の漁業協同組合は、「事情を聴取できた3人のうちの1人は、『当時、A社は船員保険には加入していなかったと思う。』と答えている。」としているほか、申立人は、A社が所有していた船舶はすべて5トン未満であったとしており、前述の漁業協同組合も「事情を聴取できた者の回答によると、当時、A社が所有していた船舶はすべて5トン未満であったようである。」としているところ、申立期間①当時、船員保険法では、20トン未満の漁船の乗組員は、船員保険の強制加入から除外されている。

加えて、オンライン記録上、A社の代表取締役であった者を船舶所有者として船員保険を適用されていたことは確認できない上、申立人が、B丸と共に操業していたとする別の船舶と類似した名称の事業所についても、申立期間①当時、船員保険を適用されていたことが確認できない。

申立期間②については、C社D炭鉱に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が上司であったとする者の氏名が確認できる上、申立人は、寮が所在していた場所などの当時の当該事業所の状況を詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人は、当該事業所に勤務していたものと推認される。

しかし、C社は、「当社の社員名簿において、坑内作業員であったとする申立人の氏名は確認できない。坑内作業員の多くは正社員ではなかったと思われ、当時は正社員のみを厚生年金保険に加入させていたので、当社では、申立人が坑内作業員として勤務していたとしても、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」としている。

また、申立期間②当時、C社D炭鉱に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた者のうちの一人は、申立期間②における当該事業所の坑内作業員は数百人はいた旨述べているところ、当該事業所に係る被保険者名簿において確認できる申立期間②における被保険者数は数十人である上、申立期間②直後の期間において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者は、「私は、坑内夫を指導する立場で半年間以上勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は2か月間だけである。坑内夫については厚生年金保険に加入させていなかったのかもしれない。」としていることから、当該事業所は、必ずしもすべての坑内作業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性が考えられる。

申立期間③については、申立人がE社G支社に入社する際に紹介してもらったとする者の氏名は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できるが、その者は既に死亡していることから事情を聴取できない上、申立期間③において、当該事業所に係る厚生年金保険被

保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、いずれも申立人を覚えておらず、申立人が当該事業所に勤務していたことをうかがわせる回答を得ることはできなかった。

また、申立期間③及びその前後の期間において、E社G支社に係る被保険者記録が確認できる者のうち、事情を聴取できた複数の者が、「E社G支社に入社後、試用期間又は臨時社員として勤務していた期間があった。」としており、「試用期間又は臨時社員として勤務していた期間は、厚生年金保険に加入していなかった。」としている。

さらに、E社G支社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の役員は既に死亡しており、事情を聴取できない。

このほか、申立期間①、②及び③において、事業主により申立人の船員保険料又は厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を、厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月 1 日から平成元年 3 月 1 日まで  
私は、昭和 63 年 9 月 1 日から平成元年 2 月 28 日までの期間及び同年 9 月 1 日から 2 年 3 月 6 日までの期間において、A 社に勤務した。  
しかし、社会保険庁（当時）の記録では、2 度目の勤務期間は厚生年金保険の加入記録があるのに、初めの勤務期間は加入記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された昭和 63 年 10 月分から平成元年 3 月分までの給与台帳（3 月分は給与支給明細書）により、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人から提出された昭和 63 年 10 月分から平成元年 3 月分までの給与台帳によると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A 社は、「申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況が分かる資料等が見付からないので、当時のことは分からない。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 6 月から同年 9 月まで  
② 昭和 28 年 6 月から同年 7 月 1 日まで

私は、申立期間①において、A社のB丸に、申立期間②において、A社のC丸に乗船していたが、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間に係る船員保険被保険者記録が確認できなかった。

申立期間①については、船員手帳は所持していないが乗船していたことは間違いなく、申立期間②については、所持している船員手帳により乗船記録が確認できるので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が覚えている同僚5人はいずれも姓のみのため特定できないところ、A社に係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該5人のうち、4人については、その者と同姓の者に係る被保険者記録が確認できる（申立期間における被保険者記録が確認できる者は1人）ものの、当該4人は、いずれも死亡又は所在不明であり、事情を聴取することができず、残り1人については、その者と同姓の者に係る被保険者記録が確認できない上、A社に係る船員保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた3人も申立人を覚えていないことから、申立人が、申立期間①において、A社に在籍していたことを特定できない。

また、申立期間②については、申立人から提出された船員手帳により、申立人が、申立期間②において、A社が所有するC丸に乗船していたことが確認できる。

しかし、申立人から提出された船員手帳によると、申立人は、申立期間

②中の昭和 28 年 6 月 9 日に A 社に雇い入れられており、オンライン記録上、その直後の同年 7 月 1 日に A 社に係る船員保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、30 年 9 月 1 日に A 社に係る被保険者資格を取得している者は、「船員手帳の雇入れは昭和 30 年 8 月 3 日となっている。」としている上、31 年 6 月 1 日に A 社に係る被保険者資格を取得している者は、「昭和 31 年 5 月中旬には乗船していた。」としているほか、申立期間②とは別の期間（昭和 27 年 1 月 1 日から同年 8 月 22 日まで）において、A 社に係る被保険者記録が確認できる申立人自身も、「昭和 27 年 1 月 1 日より少し前から乗船していたと思う。」としていることから、申立期間②当時、A 社は、必ずしもすべての船員を雇入れ後すぐに船員保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがわれる。

さらに、A 社に係る船員保険被保険者名簿を見ても、当該被保険者名簿により確認できる申立人の被保険者記録とオンライン記録は一致しており、申立期間及びその前後の期間において、既に確認されている記録以外に申立人の記録は確認できない上、申立人に係る船員保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）においても、申立期間に係る被保険者記録は確認できない。

加えて、A 社は既に船員保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主及び役員は所在不明であり、事情を聴取できないほか、A 社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 7 月 17 日  
② 平成 7 年 12 月 15 日  
③ 平成 8 年 7 月 17 日  
④ 平成 8 年 8 月 12 日  
⑤ 平成 8 年 12 月 17 日  
⑥ 平成 9 年 6 月 16 日  
⑦ 平成 9 年 7 月 17 日  
⑧ 平成 9 年 12 月 17 日  
⑨ 平成 10 年 7 月 17 日  
⑩ 平成 10 年 12 月 17 日  
⑪ 平成 11 年 7 月 16 日  
⑫ 平成 11 年 12 月 17 日  
⑬ 平成 12 年 7 月 17 日  
⑭ 平成 12 年 12 月 18 日  
⑮ 平成 13 年 7 月 17 日  
⑯ 平成 13 年 12 月 17 日  
⑰ 平成 14 年 7 月 17 日  
⑱ 平成 14 年 12 月 17 日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、ねんきん定期便によると、当該賞与に係る記録が無い。支給明細書から保険料控除の事実が確認できるのに年金の記録が無く、年金額に反映しないことに納得できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された支給明細書によると、申立人は、申立期間に支給された各賞与から、それぞれ支給額の1,000分の5に相当する厚生年金保険料を控除されていることが確認できるものの、制度上、平成7年4月から15年3月までの期間については、賞与等から控除された厚生年金保険料については「特別保険料」とされ、年金額の計算の基礎とはならないものとされていた上、A社は、「申立期間において、申立人を含む従業員に対して支払った賞与については、当該賞与に係る届出を行い、特別保険料を納付した。」と回答しているほか、A社から提出された申立期間に係る健康保険厚生年金保険賞与等支払届（控）により、A社は、申立期間に係る保険料を特別保険料として届け出ていることが確認できる。

また、制度上、年3回以下支給される賞与については、標準報酬月額額の算定対象とはされないところ、申立人及びA社の回答により、申立期間当時、A社に係る賞与等の年間の支給回数は3回以下であったものと推認されることから、申立期間において申立人に支給された賞与については、標準報酬月額額の算定対象ではなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月 20 日から 52 年 8 月 25 日まで  
② 昭和 52 年 8 月 25 日から 57 年 4 月 21 日まで  
③ 昭和 61 年 8 月 15 日から 62 年 9 月 20 日まで

私は、申立期間①においてA社に、申立期間②においてB社又はC社若しくはD社に、申立期間③においてE社に勤務していたが、これらの事業所に係る厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、該当する記録が無いことが分かった。

しかし、それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人がF県に所在していたとするA社は、オンライン記録上、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、F県又はその近郊において、A社と社名が類似する事業所5社について調査したものの、1社以外は、申立期間①において、適用事業所として確認できず、適用事業所として確認できた1社についても、その事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

また、申立期間②については、申立人がG県に所在していたとするB社又はC社若しくはD社は、オンライン記録上、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、G県又はその近郊において、これらの事業所と社名が類似する13社について調査したものの、1社については、申立期間②において、適用事業所として確認できず、申立期間②又は申立期間②の一部において、適用事業所として確認できた12社についても、それぞれの事業所に係る被保険者名簿又は健康保険厚生年金保険被保険者原票に申

立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立期間③については、申立人がH県に所在していたとするE社は、オンライン記録上、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、H県又はその近郊において、E社と社名が類似する事業所3社について調査したものの、申立期間③において、それぞれの事業所に係る被保険者名簿又は被保険者原票に申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間において勤務していたとする事業所の事業主及び同僚の氏名を覚えておらず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできない上、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。